

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 21 年度前期)

平成 21 年 10 月

尼 崎 市 監 査 委 員

報告監第15号
平成21年10月1日

様

尼崎市監査委員	須賀邦郎
同	堀智子
同	宮城亜幅
同	早川進

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により財務(定期)監査及び行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出します。

目 次

企 画 財 政 局	1
総 務 局	2
協 働 推 進 局	3
産 業 経 済 局	4
水 道 局	5
選挙管理委員会事務局	6
公平委員会事務局	7

企 画 財 政 局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、秘書室（秘書担当、広報担当）、行政経営推進室（調整担当、公共施設担当、財政担当）の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、基金等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち財産管理等事務以外については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、財産管理等事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

水道事業会計への長期貸付金の管理について

水道事業会計への長期貸付金について、貸付期間の5年を経過した後も、貸付け延長の手続をしないまま、貸付けを継続しており、併せて、債権の適正な管理ができていなかった。

（総務課）

貸付金は市の貴重な財産であり、その管理については細心の注意を払い、确实かつ適正に行うこと。

総 務 局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課（庁舎・車両管理業務を除く）、法制課、情報政策課（旧文書・公開担当の業務に限る）、地域研究史料館、人事管理室（人事担当、行政管理担当、給与担当）の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、工事関係事務、基金等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

協働推進局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、協働企画課（市民相談業務に限る）、市民活動推進担当（防犯・市民まつりの業務に限る）の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

産 業 経 済 局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、産業振興課、産業立地課、しごと支援課、地方卸売市場の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち支出事務及び財産管理等事務以外については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、支出事務及び財産管理等事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

(1) 補助金に係る精算手続が行われていなかったこと等について

尼崎市商業活性化対策支援事業補助金について、交付要綱において補助金は概算払いで交付するとされているにもかかわらず、事業実施後半年以上もの間、交付していないものがあった。

また、補助対象事業が完了しているにもかかわらず精算手続が行われていなかった。

(産業振興課)

補助金の交付及び精算手続については、補助金交付要綱に従い、適正かつ速やかに行うこと。

(2) 消防法令に定める届出等の漏れ及び消防訓練が実施されていなかったことについて

地方卸売市場において、自衛消防組織等を変更した消防計画を提出しておらず、消防用設備等の点検結果も報告されていなかった。

また、消火訓練及び避難訓練を実施していなかった。

(地方卸売市場)

消防法令で定める各種の届出、消防用設備等の点検結果報告は、施設の防火管理上の基本事項であり、遅滞なく的確に行うこと。

また、地方卸売市場は、多数の人が利用する施設であり、利用者の安全を守るためにも、消防訓練については確実に実施すること。

水 道 局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、経営企画室（計画担当の業務に限る）、工務課、給水装置課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち工事関係事務以外については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、工事関係事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

設備工事における前払金及び一般管理費比率の補正の取扱いについて

神崎浄水場、工業用水課が実施した設備工事の設計及び契約において、前払金制度に係る一般管理費比率の補正と対象工事が、定められた取扱いになっていなかった。

（神崎浄水場、工業用水課）

工事の設計及び契約に係る事務処理は、定められた取扱いに従い適正に行うこと。

選挙管理委員会事務局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、選挙管理委員会事務局の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

公平委員会事務局

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年8月17日まで

2 監査の対象

今回の監査は、公平委員会事務局の所管する平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、支出事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。